

令和8年度

PTA総会

令和8年7月11日（土）

開会 11:00

会場 さんだ市民センター 1F 会議室

三田市立八景中学校PTA

- 1) 開会のことば
- 2) 会長あいさつ
- 3) 教頭先生あいさつ
- 4) 議 事

第1号議案 令和7年度 事業報告

- 第2号議案 ① 令和7年度 会計収支報告
- ② 令和7年度 創立記念事業基金会計報告
- ③ 令和7年度 会計監査報告

第3号議案 令和8年度 役員・委員の選出

【令和7年度 役員退任のあいさつ】

第4号議案 令和8年度 事業計画（案）

第5号議案 令和8年度 会計予算（案）

- 5) 令和8年度 会長あいさつ
- 6) 閉会のことば

第1号議案

【主な本部活動】

月	日	曜	活 動 名	主な内容
4	23	水	リサイクル品販売	販売
			PTA総会	会議
5	1	金	第1回オープンスクール	保護者受付
5	31	月	全体役員会(第1回)	会議
6	23	火	三田市PTA連絡協議会(旧三田市連合PTA)	会議
7	10	木	全体役員会(第2回)	会議
10	7	火	体育大会	保護者受付
	25	土	全体役員会(第3回)	
	28	火	文化祭	保護者受付
1	29	木	第2回オープンスクール	保護者受付
4	28	火	令和8年度オープンスクール	保護者受付

【広報委員会】

月	日	曜	活 動 名	主な内容
9	19	金	第295号 広報誌『八景』発行	企画・制作・交渉

【愛護委員会】

今年度は、主だった活動は行いませんでした。

【地域活動】

今年度は、主だった活動は行いませんでした。

第2号議案

令和7年度 八景中学校PTA会計収支決算報告

収入の部

項 目	予算額	決算額	増 減	備 考
会費	0	0	0	
三田市人権を考える会 補助金	0	0	0	
前年度繰越金	1,810,123	1,810,123	0	
学校統合に伴う記念事業基金	339,236	339,236	0	
雑収入	0	2,118	2,118	売上(リサイクル)、預金利息
収入合計	2,149,359	2,151,477	2,118	-

支出の部

項 目		予算額	決算額	増 減	備 考
総務費	1.旅費	0	0	0	
	2.事務費	20,000	0	20,000	横断幕は予備費で購入
	3.会議費	20,000	10,705	9,295	会議経費等
	4.渉外費	0	0	0	
	5.事業費	0	0	0	
	6.研修費	0	0	0	
	7.慶弔費	10,000	10,000	0	
	8.負担費	0	0	0	
小計		50,000	20,705	29,295	
活動費	1.広報部費	1,000,000	3,300	346,740	広報紙等(1回発行)
	2.愛護部費		0		
	3.人推部費		20,000		講演会講師料、花束代
	4.生徒活動費		0		
	5.チャレンジ学級活動費		100,000		20,000円 × 5クラス ※1クラス増
	6.部活動費		300,000		20,000円 × 15部活
	7.卒業記念費		229,960		卒業生へ(コサージュ、ボールペン)
	8.卒業生寄贈費		0		
	9.安全対策費		0		
小計		1,000,000	653,260	346,740	
予備費		695,123	59,620	635,503	横断幕 2枚
小計		695,123	59,620	635,503	
支出合計		1,745,123	733,585	1,011,538	-

総 収 入

2,151,477

—

総 支 出

733,585

=

次年度繰越金

1,417,892

第2号議案(3)

令和7年度会計監査報告

監査日時 2026年7月6日

監査場所 三田市立八景中学校会議室

立会人 P T A 会 計 佐藤 等史

所 見 令和7年度の監査報告をいたします。

銀行の通帳、帳簿、収支伝票、領収書綴り等を対比、突合わせて

監査【7月6日】したところ、適正に処理されていると認めます。

2026年7月6日 会計監査員 油谷 佳明

会計監査員 山下 武士

押印は原本のみとし印影を省略します。

第3号議案

令和8年度 役員・委員の選出

氏 名	役 職	出身校区等
本多 淳二	会長	三輪
佐藤 等史	会計	三田
油谷 佳明	監査、補佐	三輪
権田 州人	書記	三輪
田川 陽子	補佐	三田
毛利 圭一	会計	教職員
山下 武士	監査	教職員

学校

氏 名	役 職
古井 善喜	校長
山下 武士	教頭

令和8年度八景中学校PTA事業計画

令和8年度スタート時のPTA入会率は、47.6%。
令和13年に行われる予定の上野台中学校との学校統合を見据えながら
「できるときに、できる人が、できる範囲」で活動していきます

【活動案】

- ・PTA総会
- ・まちづくり協議会(三田地区、三輪地区、松が丘地区)への参加
- ・防犯協会(三田地区)への参加
- ・三田市人権を考える会(三田地区)への参加
- ・広報誌の発行
- ・卒業記念品の選定および贈呈
- ・その他
10月8日(木)体育大会、11月5日(木)文化祭 1月28日(木)オープンスクール受付など

※上記以外にも、会員や役員から「こんなことがやりたい」「この活動に補助お願いしたい」等のご意見に対しては積極的に取り入れて活動していきます。

※各活動にあたって、人員が足りない等の場合、その都度ボランティアスタッフを募集することもあります。みんなで協力して楽しく活動しましょう。

第5号議案

令和8年度 八景中学校PTA会計収支予算

収入の部

項 目	前年度決算額	予算額	増 減	備 考
会費	0	0	0	
三田市人権を考える会 補助金	0	0	0	
前年度繰越金	1,810,123	1,417,892	△ 392,231	
雑収入	2,118	0	△ 2,118	
収入合計	1,812,241	1,417,892	△ 394,349	-

支出の部

項 目		前年度決算額	予算額	増 減	備 考
総務費	1.旅費	0	0	0	
	2.事務費	0	20,000	20,000	事務用品等
	3.会議費	10,705	20,000	9,295	会議費等
	4.渉外費	0	0	0	
	5.事業費	0	0	0	
	6.研修費	0	0	0	
	7.慶弔費	10,000	10,000	0	餞別等
	8.負担金	0	0	0	
小計		20,705	50,000	29,295	
活動費	1.広報部費	3,300	500,000	△ 153,260	広報紙等（1回発行）
	2.愛護部費	0			
	3.人推部費	20,000			講演会講師料、花束代
	4.生徒活動費	0			
	5.チャレンジ学級活動費	100,000			20,000円 × 6クラス ※1クラス増
	6.部活動費	300,000			今年度より部活動費はなし(0円)
	7.卒業記念費	229,960			卒業生へ(コサージュなど)
	8.卒業生寄贈費	0			
	9.安全対策費	0			
小計		653,260	500,000	△ 153,260	
予備費		59,620	100,000	40,380	
小計		59,620	100,000	40,380	
支出合計		733,585	650,000	△ 83,585	-

八景中学校PTA 会則

第1章 名称及び事務所

(名称及び事務所)

第1条 三田市立八景中学校PTA（以下、「本会」という。）は、事務所を八景中学校に置く。

第2章 目的及び活動

(目的と活動)

第2条 本会は、家庭と学校が一体となって、生徒の望ましい成長と福祉の増進を図ることを目的とし、その達成のために次の活動を行う。

- 1) 家庭や地域における教育に関すること
- 2) 生徒の安全及び校外生徒指導に関すること
- 3) 会員相互の研修と親睦に関すること
- 4) 生徒の教育環境の整備に関すること
- 5) その他、目的を達成するために必要と認めること

第3章 会 員

(会員とは)

第3条 本校の生徒の保護者及び本校に勤務する教職員のうち、入会を希望する者（以下、「会員」という。）によって組織する。

(入会)

第4条 本会への入会は任意とし、入会届の提出をもって入会とする。
また、退会の申し出がない限り卒業まで自動継続とする。

- 1) 入会届は、入学時に提出すること
- 2) 入学時には入会せず、途中入会を希望する場合、随時入会届を提出することができる。

(退会)

第5条 次の場合、退会となる。

- 1) 会員が退会届を提出したとき
会員が退会届を提出する場合、退会する日の少なくとも1か月以上前に、本会へ退会届を提出しなければならない。
- 2) 生徒が卒業や転校等により在校しなくなったとき
- 3) 会員として不適切と役員会が認めたとき
- 4) その他上記の項目に準ずるとき

第4章 役員及び委員の役割

(役員)

第6条 本会に次の役員を置き、それぞれの役割に当たる。役員の人数に関しては細則で定める。

- 1) 会 長：本会を代表し、会務を総括する
- 2) 書 記：議事及び活動の記録並びに会の運営に必要な事務に当たる
- 3) 会 計：会計事務に当たる
- 4) 監 査：会計の監査に当たる
- 5) 補 佐：会長、書記、会計などの補佐に当たる
- 6) 顧 問：会長の諮問に応じ、また意見を陳述する

(委員)

第7条 本会に次の委員を置き、それぞれの役割に当たる。委員の人数に関しては、細則で定める。

- 1) 広報委員：広報誌の発行等を行う
- 2) 愛護委員：安全活動等を推進する

(学校長)

第8条 学校長は、この会の運営に対して助言し、各会議に出席し意見を述べるができる。また、活動が学校に深い関心を持つ場合には、その調査に当たる。

(任期)

第9条 役員及び委員の任期は総会から次年度総会までの1年とし、再選を妨げない。
ただし、退会した場合はその限りではない。

(兼務)

第10条 役員は、他の役員を兼ねることもできる。

第5章 役員及び委員の選出

(選出方法)

第11条 役員及び委員の選出は、次の通りとする。

- 1) 会長は、会員の中から立候補を募り、現役員会において選出した上で、総会において承認を得る。
- 2) 書記・会計・監査は、会員の中から立候補を募り、現役員会において選出した上で、総会において承認を得る。
- 3) 補佐は、会員の中から立候補を募り、現役員会において選出した上で、総会において承認を得る。
- 4) 顧問は、必要ある場合に会長が委嘱し、総会の承認を得る。
- 5) 委員は、会員の中から立候補を募り、現役員会において選出した上で、総会において承認を得る。

(立候補者がいない場合等)

第12条 立候補者がいない場合等には、会員による推薦によって選出することができる。立候補者及び推薦によっても役員又は委員が選出できない場合には、当該役員又は委員は欠員とする。

第6章 組 織

(会議)

第13条 本会は、その活動を維持するために、次の会議を置く

1) 総 会

会員によって構成し、本会最高の議決機関であって、年度初めに開く定期総会は役員を選出、事業計画、予算、事業報告、決算その他の重要な事項について審議決定する。臨時総会は会長又は全体委員会が必要と認めた時の他、会員の10分の1以上の要求がある時に開くことができる。総会は、会員の10分の1以上（委任状含む）の出席で成立する。

2) 役員会

役員によって構成し、本会事業の計画立案並びに運営について審議し、その執行を推進する。

3) 広報委員会

広報委員によって構成し、広報誌の企画・作成等を行う。

4) 愛護委員会

愛護委員によって構成し、安全活動等を企画し実行する。

5) 全体委員会

すべての役員及び委員によって構成し、本会の運営に関する重要な事項について審議する。

(議決方法)

第14条 各会議の審議は、出席者の過半数をもって可決する。出席者には、オンラインでの参加者も含めることができる。

第7章 会 計

(経費)

第15条 経費は、会費及び会の事業収益その他をもって充てる。

(会費)

第16条 会員は、所定の会費を納めるものとする。会費の額は、細則によって定める。

(会計年度)

第17条 会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(会計監査)

第18条 会計監査は、定期年2回の他、必要に応じて行い、年度始めの総会において監査報告を行うものとする。

第8章 ボランティアスタッフ

(ボランティアスタッフとは)

第19条 ボランティアスタッフとは、本会の活動を補助するため、臨時的又は継続的に参加を希望する会員及び会員以外の保護者や教職員のことをいう。

第20条 ボランティアスタッフは、役員会又は各員会において必要と判断した場合にその都度募集をかけることができる。

第9章 付 則

(禁止事項)

第21条 本会及び本会の役員・委員は、その名において、営利及び特定の団体事業、政党、宗教、思想、その他本会の目的以外のために利用し、利用されてはならない。

(細則)

第22条 本会の運営に関する必要な細則は、本会則に反しない限り、全体委員会の議決を経て定めることができる。

(会則に定めのない事項)

第23条 本会則に定めのない事項及び解釈上疑義を生じたときは、その都度全体委員会に諮り決定する。

(会則の改定)

第24条 本会則は、総会において、出席者の過半数の賛成があれば改正することができる。出席者には、オンラインでの参加者も含めることができる。

(個人情報の取扱い)

第25条 本会の個人情報の取り扱いについては、別に「三田市立八景中学校PTA個人情報取扱規則」を定める。

(改定履歴)

第26条 本会則は、昭和60年4月1日から施行する。

昭和62年 4月28日 一部改正

昭和63年 4月29日 一部改正

平成 2年 4月29日 一部改正

平成17年 5月 2日 一部改正

平成19年 5月 2日 一部改正

ただし、地区委員にかかわるものについては平成20年度選出時より適用する

平成24年 1月28日 一部改正

平成30年 4月27日 一部改正

令和 2年 4月24日 一部改正

令和 5年12月 8日 全面改訂（施行日：令和6年4月1日）

以上

八景中学校PTA 細則

(役員の人数)

第1条 本会の役員の人数は、次のとおりとする

- 1) 会長1名とする
- 2) 監査2名の内、1名は教職員とする
- 3) 書記は1名とする
- 4) 会計2名の内、1名は教職員とする
- 5) 補佐は5名以内とする
- 6) 顧問は若干名とする

(委員の人数)

第2条 本会の委員の人数は、次のとおりとする

- 1) 広報委員は5名以内とする
- 2) 愛護委員は5名以内とする

(委員会の構成)

第3条 委員会は、所属委員の互選により、委員長1名を選出する。

(会 費)

第4条 会費は、月額350円×12ヶ月とする。

(特別会計)

第5条 本会は、会費より「創立記念事業基金」を設ける。

- 1) 積立金は、毎年会費より拠出する。ただし、令和5年度以降は拠出しない。
- 2) 「創立記念事業基金」は、周年事業の準備時および実施時に支出することができる。
ただし、周年事業外であっても、特別な事業に全体委員会の承認を得て、支出することができる。

(付 則)

第6条 本細則は、全体委員会において、出席者の過半数の賛成があれば改正することができる。
出席者には、オンラインでの参加者も含めることができる。

第7条 第4条の規定に関わらず、令和7年度以降は会費を月額0円とし、会費を徴収しない。

(改定履歴)

第8条 本細則は、昭和60年 4月 1日から施行する
昭和60年 4月 1日 一部改正 平成2年4月29日 一部改正
平成 4年 4月29日 一部改正 平成17年3月 9日 一部改正
平成19年10月25日 一部改正 平成22年 2月17日 一部改正
平成24年 1月28日 一部改正 平成28年 4月20日 一部改正
令和 2年 4月24日 一部改正 令和5年 2月14日 一部改正
令和 5年12月 8日 一部改正 (施行日：令和6年4月1日)
令和 6年12月 1日 一部改正 (施行日：令和6年12月1日)

八景中学校PTA 慶弔規定

本規定は、会員個々・学級・委員会・部会等による虚礼を廃することを目的とし、PTA会計にて前記を代行するものである。従って会員は、この趣旨に鑑み不合理な慶弔行為は努めて行わないこととする。

1) 死亡の場合

会員・生徒

いずれも香料10,000円とする

2) その他

その他必要と認める場合は、全体委員会で協議決定する

3) この規定は、全体委員会で出席者の過半数の賛成があれば改廃できる。出席者には、オンラインでの参加者も含めることができる。

4) この規定は、昭和60年 4月 1日より施行する

昭和62年 4月28日 一部改正

平成 7年 4月15日 一部改正

平成 8年 4月20日 一部改正

平成19年10月25日 一部改正

平成21年11月25日 一部改正

令和 5年12月 8日 一部改正（施行日：令和6年4月1日）

八景中学校 P T A 個人情報取扱規則

(目的)

第1条 三田市立八景中学校 P T A (以下、「本会」という。)が保有する個人情報の適正な取り扱いと活動の円滑な運営を図るため、個人の権利・利益を保護することを目的に、P T A 役員名簿及びその他の個人情報データベース (以下、単に、「個人情報」という。)の取り扱いについて定めるものとする。

(責務)

第2条 本会は個人情報保護法に関する法令を遵守するとともに、P T A 活動において個人情報の保護に努めるものとする。

(管理者)

第3条 本会における個人情報の管理者は、P T A 会長とする。

(取扱者)

第4条 本会における個人情報の取扱者は、P T A 役員とする。

(秘密保持義務等)

第5条 個人情報の管理者・取扱者は、職務上知ることができた個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

(収集方法)

第6条 本会は、個人情報を収集するときは、あらかじめその個人情報の利用目的を定め、本人に明示する。なお、要配慮個人情報などを収集する場合は、あらかじめ本人の同意を得る。

(利用)

第7条 取得した個人情報は、次の目的のために利用する。

- (1) 役員や委員会等の名簿作成
- (2) 会費集金、管理、その他の文書の送付
- (3) P T A 広報誌等への写真・記事などの掲載
- (4) ボランティアの募集
- (5) アンケートの回収
- (6) アプリでの利用

(利用の制限)

第8条 本会は、あらかじめ本人の同意を得ないで、前条に規定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。

(管理)

第9条 個人情報は、管理者又は取扱者が保管し、適正に管理する。

- 2 不要となった個人情報は、管理者の了解を得た上で、適正かつ速やかに廃棄するものとする。

(保管及び持ち出し等)

第10条 個人情報を取り扱う電子機器等については、ウイルス対策ソフトを入れるなど適正な状態で保管することとする。また、持ち出す場合は、電子メールでの送付も含めファイルにパスワードをかけるなど適切に行うこととする。

(第三者提供の制限)

第11条 個人情報は次にあげる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで第三者に提供してはならない。

- (1) 法令に基づく場合
- (2) 生命、身体又は財産の保護のために必要な場合
- (3) 公衆衛生の向上又は生徒の健全育成の推進に必要がある場合
- (4) 国の機関もしくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合

(情報開示など)

第12条 本会は、本人からの個人情報の開示、利用停止、追加、削除を求められたときは、法令に沿ってこれに応じる。

(漏えい時の対応)

第13条 個人情報の漏えいなど (紛失含む) したおそれがあることを把握した場合は、直ちに管理者に報告する。

(苦情の処理)

第14条 本会は、個人情報の取り扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

(改正)

第 1 5 条 本規則は、全体委員会において出席者の過半数の賛成があれば改正することができる。出席者には、オンラインでの参加者も含めることができる。
(付則)

第 1 6 条 本規則は、平成 3 0 年 4 月 2 7 日より施行する。
令和 5 年 12 月 8 日 一部改正 (施行日：令和 6 年 4 月 1 日)